

2019 年 1 月 4 日

お客さまへ

家庭用一般契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用給湯暖房システム契約、家庭用給湯・暖房契約、家庭用暖房契約で都市ガスをご使用のお客さまは、2019 年 1 月 1 日で契約期間が更新になりました。新たな契約期間は、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までとなります。下記の「ガスに関する主要な供給条件の説明書」をご覧ください、ご契約内容をご確認ください。

ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが日本海ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法第 14 条及び第 15 条の規定に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、ガス小売供給約款に定めています。ガス小売供給約款は、当社の本社、支社、営業所等（以下「事業所等」といいます。）の窓口のほか、当社ホームページ（<http://www.ngas.co.jp>）でも確認いただけます。

① ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- (1) 当社とのガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。なお、契約を変更する場合も同様といたします。

② 契約期間

契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年の 12 月 31 日までといたします。契約期間満了に先だて、解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は期間満了となる 12 月 31 日の翌日から 1 年間（翌年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）継続するものとし、以後これにならうものといたします。

③ 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。

- (1) 他のガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、申し込み後、所定の手続きが完了した日から起算して 5 営業日以降に到来する最初の検針日の翌日（当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします）。
- (2) 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合は、原則として、お客さまの希望する日を基準として協議するものといたします。

④ お客さまからの申し出による契約の変更及び解約

- (1) 契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、当社の事業所等までご連絡ください。
- (2) 他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先

のガス小売事業者へお申し込みください。ただし、都市ガスからL P ガスや電化等へ燃料転換される場合は、当社へご連絡いただく必要がありますので、ご注意ください。

⑤当社からの申し出による契約の変更及び解約

- (1) 当社は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は、契約を解約することができます。
- (2) ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合（料金のお支払いがない等）には、当社の判断により解約することがあります。

⑥ガスの使用量の計算やガス料金の計算方法等について

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- (2) ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。
- (3) 実際に適用する単価（円/㎡）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加減して毎月決定されます。
- (4) ガス料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限日）までにお支払いいただきます。支払期限日を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- (5) 当社はお客さまのご使用量などのお知らせを、原則として検針票にてお知らせいたします。

一般料金表（消費税等相当額を含みます）

適用料金	基本料金 (1 か月あたり)	基準単位料金 (1 ㎡あたり)	割引制度
料金表 A（ご使用量が 0 ㎡から 10 ㎡まで）	959.04 円	242.36 円	なし
料金表 B（ご使用量が 10 ㎡を超え 170 ㎡まで）	1,564.48 円	181.81 円	
料金表 C（ご使用量が 170 ㎡を超え 500 ㎡まで）	4,604.90 円	163.93 円	
料金表 D（ご使用量が 500 ㎡を超える）	10,480.10 円	152.18 円	

家庭用選択約款（消費税等相当額を含みます）

家庭用コージェネレーションシステム契約（エコライフ） (家庭用コージェネレーションシステムをご利用のお客さま向け)	基本料金 (1 か月あたり)	基準単位料金 (1 ㎡あたり)	割引制度
料金表 A（ご使用量が 0 ㎡から）	2,916.00 円	96.43 円	厨房割引 1 ㎡あたり 5.40 円割引 乾燥割引 1 ㎡あたり 5.40 円割引 厨房 + 乾燥割引 1 ㎡あたり 10.80 円割引

家庭用給湯暖房システム契約（あったかライフ） (ガス給湯機器およびガス温水式暖房機器をご利用のお客さま向け)	基本料金 (1 か月あたり)	基準単位料金 (1 ㎡あたり)	割引制度
料金表 A（ご使用量が 0 ㎡から）	2,916.00 円	108.86 円	厨房割引 1 ㎡あたり 5.40 円割引 乾燥割引 1 ㎡あたり 5.40 円割引 厨房 + 乾燥割引 1 ㎡あたり 10.80 円割引

家庭用給湯・暖房契約（うらわざ） (ガス給湯機器およびガス暖房機器をご利用のお客さま向け)	基本料金 (1 か月あたり)	基準単位料金 (1 ㎡あたり)	割引制度
料金表 A（ご使用量が 0 ㎡から 36 ㎡まで）	1,564.48 円	181.81 円	厨房割引 1 ㎡あたり 5.40 円割引 乾燥割引 1 ㎡あたり 5.40 円割引 厨房 + 乾燥割引 1 ㎡あたり 10.80 円割引
料金表 B（ご使用量が 36 ㎡を超える）	3,335.47 円	132.62 円	

家庭用暖房契約（ふゆわざ 1 1 月～4 月） （ガス暖房機器をご利用のお客さま向け）	基本料金 （1 か月あたり）	基準単位料金 （1 m ³ あたり）	割引制度
料金表 A（ご使用量が 0 m ³ から 36 m ³ まで）	1,564.48 円	181.81 円	厨房割引 1 m ³ あたり 5.40 円割引 乾燥割引 1 m ³ あたり 5.40 円割引 厨房 + 乾燥割引 1 m ³ あたり 10.80 円割引
料金表 B（ご使用量が 36 m ³ を超える）	3,168.28 円	137.26 円	

※家庭用暖房契約の 5 月～10 月は、一般料金表の適用となります。

※割引制度の割引額には、消費税相当額を含みます。

⑦ガス料金のお支払方法について

ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

口座振替、クレジットカード払いの手続きに関する詳細は当社所定の申込書にてご確認ください。

⑧供給ガスの熱量、圧力および燃焼性について

(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。

熱 量 標準熱量・・・45.0 メガジュール 最低熱量・・・43.1 メガジュール

圧 力 最高圧力・・・2.5 キロパスカル 最低圧力・・・1.0 キロパスカル

燃焼性（ガスグループ）・・・1 3 A

(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 45.0 メガジュールですので、消費機器は 1 3 Aと表示されている機器をご使用ください。

⑨ガス工事等

(1) ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。

(2) ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

⑩お客さまの責任及び協力をお願い

ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ・必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ・ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ・ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ・お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- ・内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ・ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

⑪その他

(1) 当社が業務機会を通じてお客さまより取得する個人情報は、当社のプライバシーポリシーに則り利用します。

(2) お客さまの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（10 桁）が設定されます。なお、当社では「供給地点特定番号」を「お客さま番号」とし、検針票などでお知らせいたします。

(3) 災害の発生等によりガスの供給を制限又は中止する場合があります。これら当社の責めによらずにガスの供給を制限または中止する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。

⑫お申し込み及び各種お問い合わせ先

ガス小売事業者：日本海ガス株式会社（登録番号 F 0003）

本社所在地：富山市城北町 2 - 3 6

お問い合わせ電話番号：0 5 7 0 - 0 2 4 - 0 7 7

（受付時間 平日 09：00～18：00）

< 支社・営業所等 >

日本海ガス株式会社 射水営業所	射水市作道 6 9 1	0 7 6 6 - 8 4 - 8 1 1 8
株式会社モット日本海ガス 北店	富山市上野新町 3 - 1 1	0 7 6 - 4 0 7 - 5 2 6 1
株式会社モット日本海ガス 東店	富山市清水町 2 - 1 - 1 4	0 7 6 - 4 9 2 - 2 5 8 8
株式会社モット日本海ガス 南店	富山市黒瀬北町 2 - 4 - 8	0 7 6 - 4 6 1 - 7 0 8 9